

公式 Youtube チャンネル『としま「はたちのつどい」』運用要綱

〔 令和 7 年 2 月 1 7 日
文化商工部長決定 〕
制定 令和 2 年 1 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、公式 Youtube チャンネル『としま「はたちのつどい」』(以下「本チャンネル」という。)を区民等への情報発信媒体として運用するために必要な事項を定めること。

第 2 条 本チャンネルの運用管理者は文化スポーツ部生涯学習・スポーツ課長とする。

2 アカウント名は、『“西暦” としま「はたちのつどい」』とする。

(運営主体の明示)

第 3 条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

(運用方法)

第 4 条 本チャンネルにより配信する情報は次の各号のとおりとする。

- (1) 生涯学習・スポーツ課で制作した「はたちのつどい」に関連する動画
- (2) 当日の式典の様子(ライブ配信を含む)
- (3) その他、生涯学習・スポーツ課長が適当と認める動画

2 ライブ配信を実施する場合は、各法令を遵守するとともに生涯学習・スポーツ課長の許可を得て実施する。

3 本チャンネルは配信のみを行い、動画に対するコメントは許可しない。

(肖像権への対応)

第 5 条 本チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努めるものとする。

(知的財産権等)

第 6 条 本チャンネルに掲載する全ての情報(動画、テキスト、画像等をいう。)に関する知的財産権は、区又は原作者等に帰属する。また、著作権法第 30 条に規定する私的使用のための複製、同法 32 条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、利用者は無断で複製・転用の利用はできない。

(免責事項)

第7条 この要綱は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定に関する規程により文化商工部長の決定区分とする。